

公共事業等の 適正な入札・契約

林野庁における発注者綱紀保持対策（事業者編）

四国森林管理局

林野庁林政課監査室（2023年4月版）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進

●公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
- ② 公正な競争の促進
- ③ 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底
- ④ 適正な施工が見込まれない契約の締結（ダンピング受注）の防止
- ⑤ 契約された公共工事の適正な施工の確保

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第3条



●入札及び契約の適正化を図るための措置

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表
- ② 一般競争入札、総合評価落札方式等の適切な活用、苦情への適切な対応等
- ③ 談合情報、一括下請等違反行為への適切な対応、不正行為の排除のための捜査機関等との連携、不正行為への厳正な対応、発注者の談合関与防止
- ④ 適正な予定価格の設定、入札金額内訳書の提出、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用、発注者・受注者間の対等性確保、予定価格・低入札価格調査の基準価格等の事前公表禁止
- ⑤ 施工に必要な工期確保、施工時期の平準化、施工状況等の適切な評価、施工体制の把握、技能労働者の育成及び確保
- ⑥ 不良・不適格業者の排除、入札・契約のIT化推進 等

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

不正行為の排除

◎入札談合への厳正な対応

●入札談合とは

入札談合は、公共工事や公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や金額を決めてしまう行為で、事業者間の競争が無くなるため落札金額が高止まりとなり、税金の無駄遣い、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

入札談合を行った事業者等に対しては、排除措置命令、課徴金納付命令、刑事罰（個人：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、法人：5億円以下の罰金）が科せられるほか、損害賠償請求、指名停止の措置を受けることとなります。

・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）（抄）

第2条

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条 事業者は、私的独占又は**不当な取引制限をしてはならない。**

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 （略）

・公共的な入札に係る事業者及び事業団体の活動に関する独占禁止法の指針（平成6年7月5日公正取引委員会）

入札に係る事業者及び事業団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げて明らかにし、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業団体の適正な活動に役立てるための指針。

入札談合に対する発注機関等の対応

●公正取引委員会への通知・通報

各省各庁の長は、国が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、**公正取引委員会に対し、その事実を通知**しなければなりません(入契法第10条)。

また、上記以外に、公正取引委員会に任意の通報を行うべきであると判断する場合は、**公正取引委員会への通報**を行います。

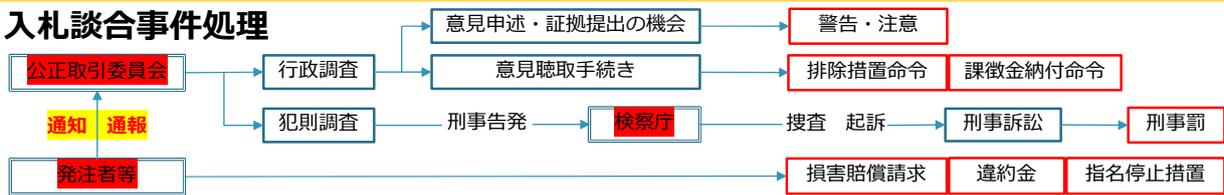
【公正取引委員会への通知等件数の推移】

(単位：件)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
疑うに足りる事実があるときの通知	5	1	6	2	5
任意の通報	342	363	228	251	225

出典：公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合の防止に向けて」

●入札談合事件処理



公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合事件処理の流れ」を加工して作成

官製談合に関与した事業者、職員への処罰

●官製談合とは

国又は地方公共団体の職員等が、入札談合等(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為。)に関与する行為です。

官製談合は、公共工事や公共調達に関する入札の際、職員が入札談合に関与し、競争入札により本来得られる価格を妨げ、税金の無駄遣い、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

○官製談合への関与とは

①談合の明示的な指示

(具体例) ・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明

(具体例) ・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

(具体例) ・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
・公表前の発注情報(入札実施予定)の教示、示唆
・入札参加希望者の教示、示唆
・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④特定の談合の幫助

(具体例) ・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

○関与した職員への処罰

違反した職員は、刑事罰として**賄賂を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、**懲戒処分により失職**します。

○関与した事業者への処罰

入札談合等関与行為防止法違反は、公務員だけに適用されるものではありません。

事業者が職員と共謀し、同法に違反した場合は、刑法第60条(共同正犯)、同法第65条第1項(身分犯の共犯)が適用されます。

不正行為の事例

事例1：H19緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における談合事件

緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について、当該業務に係る入札前に、平成16年度においては緑資源機構森林業務部長の職にあった者から、平成17年度及び平成18年度においては緑資源機構森林業務部林道企画課長の職にあった者から、直接又は発注事務担当職員を通じて落札予定者となった旨の伝達を受けた者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の取引分野における競争を実質的に制限していた、独占禁止法違反(刑法60条、65条第1項)事件。

●刑事罰

罪名及び罰条

- ・独占禁止法違反「不当な取引制限」(独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項)
- ・被告会社(4法人)
4000万円から9000万円の罰金
- ・4法人の被告人(5人)
懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)
- ・独立行政法人緑資源機構の元役員職員(2人)
懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)

2007.5.24告発(6.13追加告発)、6.13起訴、11.1判決(東京地裁)

公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合の防止に向けて 平成26年10月版」を加工して作成

●排除措置・課徴金納付命令

公正取引委員会は、21法人が独占禁止法違反に関与したと認定

- ・解散が決まっていた2法人を除く19法人に独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令
- ・うち13法人に対し独占禁止法第7条の2第1項に基づく課徴金納付(計9,612万円)命令
- ・緑資源機構に対して入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為を認めたとの19年度末に解散されることから同法に基づく改善措置は求めないこととされた。

●「独立行政法人緑資源機構

法を廃止する法律案」を閣議決定、同日、第169回国会に提出(閣法第22号)、緑資源機構は廃止。

●建設コンサルタント登録削除、地質調査業者登録削除

国土交通大臣は、建設コンサルタント登録規程第11条第1項第8号及び地質調査業者登録規程第10条第1項第8号に該当すると認められた事業者について、建設コンサルタント関係部門(土質及び基礎部門、綱構造及びコンクリート部門及びトンネル部門の3部門)の削除、地質調査業においては業者の削除を行った。

事例2：H23年広島森林管理署における官製談合事件

平成23年に広島森林管理署発注に係る素材生産事業の一般競争入札において、業者が作成して提出すべき技術提案書を職員が作成するなどの便宜を図る見返りに、複数の職員が商品券、飲食及び宿泊などに係る賄賂を收受した、競売入札妨害(平成23年法律第74号による刑法改正前)、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下、「入札談合等関与行為防止法」という。)違反及び加重収賄事件。

●関与した職員に対する処分

○刑事罰

- 職員A:懲役2年(執行猶予4年)追徴金21万2,231円
 職員B:懲役2年(執行猶予4年)追徴金23万2,079円
 職員C:懲役2年6月(執行猶予4年)追徴金74万8,096円
 罪名及び罰条
 ・競売入札妨害(刑法96条の3第1項(平成23年法律74号による改正前のもの))
 ・入札談合等関与行為防止法律違反(同法8条、刑法60条)
 ・加重収賄(刑法197条の3第1項、2項)

○懲戒処分:免職

●非違行為者(供給接待、金銭・物品の受領等)31名に対する処分

懲戒処分 22名(免職2名、停職6名、減給9名、戒告5名)
 矯正措置 9名(訓告3名、嚴重注意2名、口頭注意4名)

●管理監督者に対する処分

懲戒処分 4名(減給1名、戒告3名)
 矯正措置 8名(訓告4名、嚴重注意4名)

●事業者に対する処分

○刑事罰

- D社社長:懲役3年(執行猶予5年)
 罪名及び罰条
 ・競売入札妨害(刑法96条の3第1項(平成23年法律74号による改正前のもの))
 ・入札談合等関与行為防止法律違反(同法8条、刑法60条)
 ・贈賄(刑法198条)
 ・判決理由:被告人は、賄賂を供与するなど積極的な働きかけをして、これらの行為を行ったのであり、共犯者(職員)との関係では主導的と言える。被告人が供与した賄賂の額は合計約120万円にもなるものであり(途中略)本件各犯行は、約1年7か月の間に多数回繰り返し行われ(途中略)森林管理署の職員3名と業者が癒着した上でなされた常習的な犯行と言える。故に、被告人の刑事責任は重い。

○指名停止:20ヶ月

事例3：H26年奈良事務所における官製談合事件

平成26年に奈良森林管理事務所発注に係る治山事業において、逮捕された職員をはじめとする局の複数の職員が、業界団体へ再就職したOBが事業者及び職員と調整して設定した飲食の場に参加し、事業者の負担で事業者と飲食を共にし、また、当該OBは現役職員に何らかの影響を及ぼすことができるかのような言動も行い、コンプライアンス意識が希薄化するなかで予定価格の情報を漏洩した。逮捕された職員及び事業者は、競売入札妨害罪、入札談合等関与行為防止法違反の罪で有罪判決を受けた。さらに、この事件に関連して、逮捕された職員以外にも奈良所職員4名が事業者から供給接待を受けていたほか、局職員6名(1名奈良所職員と重複)が、利害関係のある事業者等から1ないし複数回にわたって飲食の供給接待を受け、懲戒処分等となった。

●関与した職員に対する処分

○刑事罰

- 職員A:懲役1年6月(執行猶予3年)
 罪名及び罰条
 ・競売入札妨害(刑法96条の6)
 ・入札談合等関与行為防止法違反(同法8条、刑法60条)

○懲戒処分:免職

●非違行為者(部下職員に対して秘密情報の漏洩を促す指示、非公表の予算資料を漏洩、供給接待、物品等の贈与)9名の処分

懲戒処分 6名(停職6月1名、減給4名、戒告1名)
 矯正措置 3名(訓告2名、嚴重注意1名)

●管理監督者に対する処分

懲戒処分 2名(戒告2名)
 矯正措置 15名(訓告3名、嚴重注意12名)

●事業者に対する処分

○刑事罰

- B社社長:懲役1年6月(執行猶予3年)
 罪名及び罰条
 ・競売入札妨害(刑法96条の6)
 ・入札談合等関与行為防止法違反(同法8条、刑法60条)
 ・判決理由:悪しき慣行である両者の癒着を背景にしており、社会的な影響も大きい。
 (参考)
 発注者側の希薄なコンプライアンス意識、つまり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢や、先輩、業界団体に再就職したOBによる事業者との飲食及びその場での行動は、本事案に係る判決の理由で「悪しき慣行」と指摘された。

○指名停止:16ヶ月

事例4：大井川治山センターにおける収賄事件

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、林野庁関東森林管理局大井川治山センターに勤務していた元所長A(平成30年3月31日定年退職)は、同センターが発注した治山工事4件について、受注した事業者Bに対し工事の完成検査等について便宜を図り、その謝礼の趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成27年11月に、事業者Bの代表取締役から現金40万円の賄賂を収受した。元所長Aは、令和2年7月25日に逮捕、同年8月14日に起訴され、令和3年1月28日に収賄罪で有罪判決を受けた。

収賄罪は、職務に関し便宜(不適正な事務処理)を図り、賄賂を収受した場合に成立すると思われがちであるが、実際に賄賂を収受していない場合でも、賄賂を要求又は約束した場合は、実際に便宜を図っていても罪になることに注意。

【刑事罰等】

元所長A:懲役1年6月(執行猶予3年)追徴金40万円

罪名及び罰条:収賄罪(刑法第197条第1項前段)

林野庁は、国家公務員退職手当法第15条の規定に基づき、元所長Aの退職手当の返納手続を進めている。

【工事における事業者への便宜】

- ・ 工期内に工事が完成していないにもかかわらず、監督職員が事業者Bに虚偽の工事完成通知書を提出させて虚偽の工事完成報告書を作成し、検査職員が虚偽の工事完成検査報告書を作成し、完成したことになっていた。
- ・ 資材の運搬に使用する仮設のケーブルクレーンが未撤去であるにもかかわらず撤去費用を事業者Bに支払い。
- ・ 前工事のケーブルクレーンが未撤去のままであったが、新規の工事で架設費用を見込み、事業者Bに支払い。

やってはいけないこと(次の行為は、刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求を受ける行為)

- ・ 工事が完成していない、委託事業の成果品が提出されていないにも関わらず、虚偽の完了届を受け取り、虚偽の検査調書等を作成し、支払いを行うこと(虚偽公文書を作成しただけでも刑法違反、懲戒処分)
- ・ 局及び署等が工事の進行管理を怠り、適切な繰越し手続きを行わないなど、不適切な事務処理を行うこと

やってはいけないことのような行為を、見たり、聞いたりしたら、**内部通報**すること!

内部通報先:〇〇森林管理局総務課長 連絡先 電話: FAX: Email:

事例5：東京神奈川森林管理署林道工事における収賄事件

職員Cは、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、関東森林管理局東京神奈川森林管理署の総括森林整備官として、同署が発注する林道工事等の事務を掌理する職務に従事していた。職員Cは、平成30年に発注した林道改良工事について、受注した事業者Dに対し、同工事の施工に必要な材料の仕入方法の変更を許可するとともに、同材料の単価を引き上げるにより同工事の請負代金額を増額することを約束するなどの便宜を図り、その謝礼の趣旨及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成30年12月に、現金200万円の賄賂を収受した。職員Cは、令和3年1月9日に逮捕、同年1月29日に起訴され、令和3年6月18日に収賄罪で有罪判決を受けた。

【刑事罰等】

職員C:懲役2年(執行猶予4年)追徴金200万円 贈賄側の事業者D:懲役1年(3年間執行猶予)

罪名及び罰条:収賄罪(刑法第197条第1項前段)

懲戒処分:免職(令和3年6月15日付け)

収賄罪は、職務に関し便宜(不適正な事務処理)を図り、賄賂を収受した場合に成立すると思われがちであるが、実際に賄賂を収受していない場合でも、賄賂を要求又は約束した場合は、実際に便宜を図っていても罪になることに注意。

【工事における事業者への便宜】

- ・ 材料の単価を不正に引き上げ、事業者Dに不正な利益をもたらした。
- ・ 変更契約で増額される概ねの金額を事業者Dに教示。書面によらず電話対応だけで材料を変更。
- ・ 監督職員であった職員Cは、工期内に工事が完成していないにもかかわらず、事業者Dに虚偽の工事完成通知書を提出させて虚偽の工事完成報告書を作成し、完成したことになっていた。

やってはいけないこと(次の行為は、刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求を受ける行為)

- ・ 署等に多めに予算の示達、署等からの予算増額要求に対し内容を確認せずに予算を増額するなど、不適切な予算管理
- ・ 工事が完成していない、委託事業の成果品が提出されていないにも関わらず、虚偽の工事完成通知書を提出させたり、虚偽の工事完成報告書を作成し、支払いを行うこと(虚偽公文書を作成しただけでも刑法違反、懲戒処分)
- ・ 局及び署等が工事の進行管理を怠り、適切な繰越し手続きを行わないなど、不適切な事務処理を行うこと

やってはいけないことのような行為を、見たり、聞いたりしたら、**内部通報**すること!

内部通報先:〇〇森林管理局総務課長 連絡先 電話: FAX: Email:

不正行為の結末

刑事罰

1 有罪となった場合の刑事罰規定 ※太字は事業者に適用

- | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------|
| ① 不当な取引制限（独占禁止法第3条） | → | 個人：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 |
| | → | 法人：5億円以下の罰金 |
| | | 上記のほか、排除措置命令、課徴金納付命令 |
| ② 公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6） | → | 3年以下の懲役、250万円以下の罰金（併科可） |
| ③ 入札談合等関与行為防止法違反（同法8条） | → | 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| ④ 収賄（単純収賄罪）（刑法第197条第1項） | → | 5年以下の懲役 |
| 収賄（加重収賄罪）（刑法第197条の3第1項、第2項） | → | 1年以上の有期懲役（1年～20年の懲役） |
| 賄賂の没収及び追徴（刑法第197条の5） | → | 授受した金銭は没収または追徴され、手元には一切残らない。 |
| ⑤ 贈賄（刑法第198条） | → | 3年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| ⑥ 虚偽公文書作成、同行使（刑法第156条、158条） | → | 3年以下の懲役又は20万円以下の罰金 |
| ⑦ 共同正犯（刑法第60条） | → | 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯 |
| ⑧ 身分犯の共犯（刑法第65条第1項） | → | 身分犯に加功（かこう）したときは、身分のない者でも共犯 |

民事上の制裁、社会的な制裁

2 民事上の制裁（事業者、公務員）

国に与えた損害を賠償しなければなりません。

入札談合に關与した職員が所属する省庁は、談合による国の損害の有無等を調査し、調査結果を公表します。そして、損害があった場合は、事業者及び職員に対して賠償を請求します。

（参考）

水門設備工事談合（平成19年）の場合、関わった**事業者23社に対し総額約8億7千万円**、元職員5名に対し総額約8億円が請求されました。

3 社会的な制裁

会社への影響

- ① 実名でテレビ、新聞、インターネット等で報道され、会社の信用を失います。
- ② 会社の使命や事業に対する社会の理解や協力が得られなくなります。
- ③ 検察による家宅捜査や証拠押収を受け、業務が停滞します。
- ④ 指名停止等の措置により事業が受注できなくなり、経済的に大きな影響を受けます。

社員への影響

- ① 社員は精神的なショックを受け、士気の低下につながります。
- ② 関わった社員に対する検察による家宅捜査や、証拠押収を受けます。
- ③ 証人として出廷を求められる場合があります。
- ④ 事件が公表され、知人、友人、近所にも知られる事になります。

適正な事業実施のため、不正行為の防止にご協力をお願いします。

わが国の森林は、国土面積3,800万ヘクタールの70%に相当する2,500万ヘクタールを占めています。これらの森林は、山村の林業や木材産業の活動、それを支える農山村の労働力、林業事業者、森林土木関係の事業者によって守り育てられてきました。

その結果、都市部に生活する人々は国土の保全、水資源のかん養など、多くの恩恵を受けています。また、近年では、快適な生活環境や美しい景観の維持・創造といった新しい観点からの森林整備の推進が国民的な要請として求められています。

一方で、林業や木材産業が山村の主要な産業であり、山村の振興を図るためにも、林業や木材産業の活性化は不可欠です。

林野庁は、このような森林を対象に、森林の健全な育成を通じて、国土保全など公益的機能を高度に発揮させること、さらに木材の安定供給を図るための各種施策を講じています。

このように、林野庁の事業に携わる林業事業者、森林土木関係の事業者の皆様は、国土保全等の森林の基盤づくりの担い手、地域住民の安全安心の確保、地域の雇用、山村地域の経済の活性化といった重要な役割を担っています。

ところが、贈収賄、談合などの不正行為があった場合、治山事業、林道事業、森林整備事業の実行に対する国民の信頼は無くなってしまいます。少なくとも国民は、別の場所で起こった不祥事であっても、事業者全体、林野庁の組織全体に問題があるのではないかと疑います。事業の実行に多大な影響を及ぼすこととなります。

公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底等、適切な事業実施のため、不正行為の防止にご協力をお願いします。

国家公務員の倫理等及び事業者の皆様との応接等

国家公務員には秘密を守る義務があります。

行政は国民に対して公開で行われることが原則ですが、その目的を達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合もあります。

そこで、職員に対しサービス義務の一つとして守秘義務（国家公務員法第 100 条）を課しています。

守秘義務については、その性質上、退職後も課せられ、秘密を漏洩した場合は、刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の対象になります。

農林水産省発注者綱紀保持規程第 6 条には、

「管理監督者及び発注担当職員は、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければならず、当該建設工事等に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的外に利用してはならない。」と規程されています。

● 発注事務に係る秘密情報の例

- 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報
- 公表前における総合評価方式の技術点に関する情報
- 公表前における発注予定に関する情報（公表前の発注計画のほか、入札公告日、入札日、技術提案の課題を含む。）
- 公表前における入札参加者に関する情報
- 非公表の技術提案書（契約済みの技術提案書を含む。）

注 意

- 事業者（第三者）が秘密情報を聞きだそうとする行為は、**不当な働きかけに該当します。**

職員が事業者等から不当な働きかけを受けた場合の対応

○事業者等から職員に対する不当な働きかけとは

1. 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
2. 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
3. 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
4. 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
5. 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
6. 公表前における発注予定に関する情報聴取
7. 公表前における入札参加者に関する情報聴取
8. その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

注意

○不当な働きかけの記録・公表

対面、郵送、電話等の手段にかかわらず不当な働きかけを受けた場合、

- ・ これを拒否し、
- ・ その内容を記録し、
- ・ 各森林管理局の発注者綱紀保持委員会に報告します。
- ・ さらに、働きかけの日時、事業者名（氏名）、働きかけの内容を公表します。

自らが有利になるような依頼をしたり、非公表の情報を聞き出したりする行為は、不当な働きかけです。

予定価格等
公表前の発注情報
入札参加者

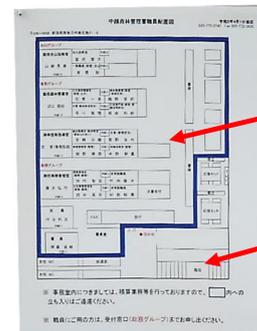


事業者の皆様との応接方法について

○「受付カウンター」でご用件を承ります。



○執務室への立入を制限する掲示、立入を制限する区域を表示した座席表を掲示しています。ご協力をお願いします。



立入を制限区域を表示しています

受付

○打合せテーブルは、他の職員からも見えるオープンな場所に設置しています。複数の職員で対応します。



打合せテーブルに

「事業者の皆様へ～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～」を掲示し、官製談合防止、不当な働きかけがあった場合の対応、国家公務員倫理規程について、事業者の皆様にお知らせしています。

事業者の皆様へ ～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～

スライド
21

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）※を知っていますか？

職員が以下の行為に関わることは、法律で禁止されています。

① 談合の明示的な指示

（具体例）・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

② 受注者に関する意向の表明

（具体例）・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③ 発注に係る秘密情報の漏洩

（具体例）・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
・公表前の発注情報（入札実施予定）の教示、示唆
・入札参加希望者の教示、示唆
・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④ 特定の談合の幫助

（具体例）・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

違反した職員は、**賄賂を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により**失職します**。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において、官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職。

※入札談合等関与行為防止法：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

〇〇森林管理署では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

① 執務室への立ち入り制限

- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
- ・職員にご用の方は、受付窓口（〇〇課〇〇係、又は、総務グループ）へお申し出ください。
- ・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。

② 事業者との応接方法

- ・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③ 不当な働きかけがあった場合の対応

- ・**不当な働きかけとは、**
予定価格を聞き出す行為 入札参加者を聞き出す行為
技術評価点を聞き出す行為 公表前の発注情報等を聞き出す行為 などです。
- ・**不当な働きかけがあった場合は、**
事業者名（氏名）、内容等を記録し、報告、公表します。

〇物品の贈与等は固くお断りします。

国家公務員は、法令により、利害関係者のある事業者の皆様から、金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、車での送迎などサービスの提供を受けることや、一緒に麻雀・ゴルフ・旅行等をする事は禁止されています。

＜問い合わせ先＞
〇〇森林管理署 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

組織及び職員の法令違反や不正行為等に気付いたら 「内部通報等受付・相談窓口」に通報、相談してください！

スライド
22

内部通報制度とは？

- 内部通報制度は、組織及び職員の法令違反や不正行為などに関する情報を、通報者（職員、事業者等）から早期に入手することにより、通報者の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題解決を図る制度です。
- 通報者（職員、事業者等）の声に真摯に耳を傾け、疑義情報に適切に対応することで、職員のコンプライアンス意識の向上と組織内部の自浄作用を発揮させ、不祥事の発生を未然に防止し、公務に対する国民の信頼の確保につながります。

通報者の範囲

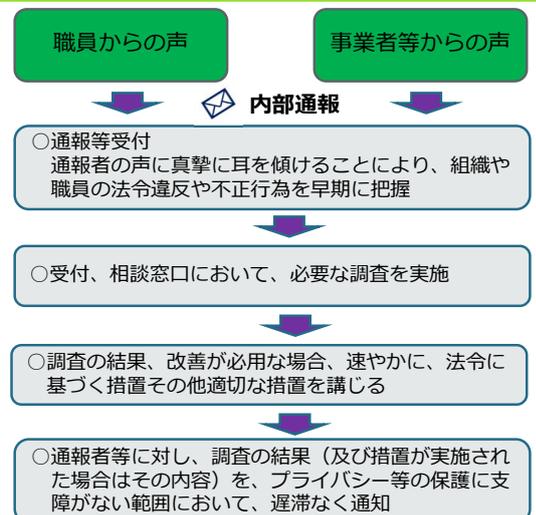
- ① 職員（非常勤職員を含む。）
- ② 農林水産省の契約先の事業者、理事、役員等、労働者
- ③ 上記①、②の退職者
- ④ 農林水産省の法令遵守を確保する上で必要と認められる者

通報者の責務

- ① 通報等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で行ってはなりません。
- ② 通報等は、客観的事実に基づき、誠実に行わなければなりません。

通報等を行う職員、事業者等の皆様へ

- ① 通報者等の秘密は保持されます。
- ② 匿名の通報等についても受付をし、可能な限り適切に対応します。
- ③ 当該通報等をしたことをもって、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ④ 通報等の内容の正確な把握のため、個別担当員から再度連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 調査の結果、改善が必要とされる事実があると認められる場合は、適切な措置を講じます。



「内部通報等受付・相談窓口」、内部通報に必要な情報

通報に必要な情報

通報に適切に対処するため、できる限り以下の情報を提供してください。

- (1) 通報者の氏名
- (2) 通報者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等のいずれかの連絡先）
- (3) 法令違反（生じるおそれがある場合を含む）の概要
 - ① 発生又は発見した年月日
 - ② 発生又は発見した場所（森林管理署の名称など）
 - ③ どのような法令違反（又は行為）か
 - ④ 通報内容に関する書類、写真、音声など
- (4) 通報内容を知っている者が他にいないか
- (5) 通報等の理由
- (6) その他、気がついたこと ※ 匿名でも受け付けし、調査します。

省内目安箱（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付	
農林水産事務次官	〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1 (封筒に赤字で「省内目安箱」と記載してください。) Mail: syounai_meyasubako@maff.go.jp
内部受付・相談窓口（事前相談・通報窓口） 電話、FAX、郵便、電子メール、面会による受付	
林野庁林政課・人事管理班	〒100-8952東京都千代田区霞が関1-2-1 Mail: rinya_naibutuuhoubox@maff.go.jp 電話: 03-3502-8024 FAX: 03-3591-5747
・監査室長	Mail: hokoku_madoguchi@maff.go.jp 電話: 03-6744-2318 FAX: 03-6744-2137
四国森林管理局総務課	住所: 780-8528 高知県高知市丸の内1-3-30 Mail: naibutsuho_shikoku@maff.go.jp 電話: 088-821-2010
外部受付・相談窓口（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付	
〒100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産省内部通報外部相談窓口 外部窓口個別担当員 弁護士 中野 真 Mail: nousuishou_gaibunmadoguchi@aplaw.jp	

どのような法令違反が考えられるか

- ・事業者から金品や物品（**手土産の茶菓子等含む**）の受領、接待を受けている。車での送迎など無償でのサービス提供を受けている。
- ・勤務時間中に職務外の行為をしている。
- ・特定の事業者からの入札に関する電話等での問合せに対し、個別に回答している。又は、予定価格を示唆するような言動をしている。未公表の発注予定を示唆している。
- ・不適切な監督及び検査を行うなど、特定の事業者等に利益又は不利益をもたらしている。
- ・工事が完成していない、委託調査の成果品が提出されていない、未竣工なのに完成届けを受理し、検査調書等を作成して支払いを行っている。行政文書の不適切な改ざん、破棄を行っている。

- 倫理法令違反。賄賂と認定された場合は収賄罪（刑法197-1ほか）。
- 国家公務員法（服務義務（勤務態度不良等））違反
- 国家公務員法（服務義務（情報漏洩））違反。公契約関係競売等妨害（刑法96の6）、入札談合等関与行為防止法違反、賄賂を收受した場合は収賄罪（刑法197-1ほか）
- 国家公務員法（服務義務（公文書の不適正な取扱い））違反、虚偽公文書作成、同行使（刑法156、158）、賄賂を收受した場合は収賄罪（刑法197-1ほか）

事業者の皆様へ

談合、官製談合など不正行為の排除、
 国家公務員の倫理の保持等について、
 ご理解、ご協力をお願いします。